

# 山形海区漁業調整委員会規程

制定	昭和27年8月25日(第1回委員会)
改正	昭和38年6月26日(第92回委員会)
	昭和39年8月24日(第101回委員会)
	昭和41年5月31日(第118回委員会)
	昭和47年9月22日(第162回委員会)
	昭和51年4月16日(第191回委員会)
	昭和55年9月10日(第211回委員会)
	昭和56年3月30日(第213回委員会)
	平成13年4月24日(第302回委員会)
	平成16年8月20日(第317回委員会)
	平成25年6月18日(第362回委員会)
	平成28年8月23日(第380回委員会)
	平成29年4月28日(第383回委員会)
	令和元年5月21日(第393回委員会)
	令和6年4月23日(第427回委員会)

## (所掌事務)

第1条 山形海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、漁業法その他の法令の定めるところにより、山形海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。

## (事務所の所在地)

第2条 委員会の事務所は、山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課に置く。

## (委員会)

第3条 委員会は、委員10名をもって組織する。

2 専門の事項を調査審議させるために必要あるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

3 専門委員は、学識経験がある者の中から県知事が選任する。

第4条 委員会に次の職員を置く。

- 1 事務局長
- 2 事務局次長
- 3 書記

2 委員会に補助員を置くことができる。

3 職員及び補助員は委員会が任命する。

(会長及び会長代理の職務)

第5条 委員会に会長及び会長代理を置く。会長及び会長代理は委員が互選する。ただし、委員が会長及び会長代理を互選することができないときは、知事がこれを選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長代理がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び会長代理がともに互選されていないとき、又は会長及び会長代理とともに事故があるとき、若しくは会長及び会長代理がともに欠けたときの会議は、県知事が招集する。

2 会長（会長及び会長代理とともに事故あるとき、又は会長及び会長代理がともに欠けたときは県知事。次項において同じ。）は在任委員の3分の1以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して、委員会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、要求のあった日から10日以内に会議を招集しなければならない。

3 会長は、委員会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ議事事項並びに会議の日時及び場所を公衆の見易い方法によって公示するとともに各委員に通知しなければならない。

第7条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、法令で特別に定める場合を除くほか、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 委員会は公開とする。

第8条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第9条 委員は、議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順によって、会長がこれを許可する。

第10条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参与することができない。ただし、委員会において承認されたときは会議に出席し発言することができる。

(議事録)

第11条 会長は、次に掲げる事項を記載した委員会の議事録を作成し、これを縦覧に供するものとする。

1 委員会の日時及び場所

- 2 出席委員の氏名
- 3 議事事項
- 4 議決の結果
- 5 その他重要な事項

第12条 議事録は会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。

(公 印)

第13条 公印の名称、寸法及び管理者は、次のとおりとする。

公 印 の 名 称	寸法 (mm)	管 理 者
山形海区漁業調整委員会印	方 3 1	事 務 局 長
山形海区漁業調整委員会会長	方 2 1	〃
山形海区漁業調整委員会事務局長印	方 2 1	〃

2 公印の保管、使用その他公印に関しては、知事部局の例によるものとする。

第14条 この規程に定めるもののほか議事運営に関し必要な事項は、会長がそのつど定める。

附 則 この規程は、昭和27年8月25日から施行する。

附 則 この規程は、昭和38年6月26日から施行する。

附 則 この規程は、昭和39年8月24日から施行する。

附 則 この規程は、昭和41年5月31日から施行する。

附 則 この規程は、昭和47年9月22日から施行する。

附 則 この規程は、昭和51年4月16日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則 この規程は、昭和55年9月10日から施行する。

附 則 この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年7月14日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年7月14日から施行する。

- 附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。